

鳥取県教育・保育施設における安全管理 現地指導支援事業補助金の事務手続きについて

1. 県へ交付申請提出

(提出締切日は補助事業の実施開始日による※)

※補助事業の実施開始日が

- ・令和4年4月1日～令和4年9月30日まで: 令和4年10月31日(月)必着
 - ・令和4年10月1日以降: 補助事業の実施開始日の原則30日前まで
- ※なお、最終提出締切日は令和5年1月30日(月)必着

○交付申請は下記提出先にメール、郵送又は持参してください。

2. 県から交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

○公印省略しておりますので、PDFデータの通知を、申請書に記載されているご担当者様のメールアドレス宛にお送りします。

3. 事業の実施

※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先までメール、郵送又は持参してください。

4. 事業完了

○事業の完了とは:

補助対象経費の支払いがすべて完了した日となります。

5. 県へ実績報告書提出(事業完了後20日以内※)

※ただし遅くとも翌年度の4月5日まで

○実績報告は、下記記載の提出先にメール、郵送又は持参してください。

○提出いただいた実績報告書に基づき、交付額の確定、通知します。

◎補助金の支払い: 精算払い

資料提出・問い合わせ先

子育て・人財局・子育て王国課 施設運営体制強化担当
鳥取県鳥取市東町1丁目220番地
0857-26-7868 kosodate@pref.tottori.jp